

39	都市整備局	都市物流車両対策(駐車場の附置義務)
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都駐車場条例は、交通需要の原因となる大規模建築物に、駐車施設の設置を義務づけるものである。</li> <li>平成14年には、荷さばき駐車施設の附置の義務づけ、地域特性に応じた駐車施設の附置義務(地域ルール)を可能にする特例について改正を行った。</li> <li>平成25年には、一部の附置義務基準、既存建築物の取扱い、都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく、地域の実情に応じた駐車場のルールづくりについて、改正を行った。</li> </ul>	
これまでの経過	<p>平成13年4月～11月 東京都駐車場附置義務基準検討委員会設置 (関係業界、区市、警視庁、建設局、国土交通省)</p> <p>平成14年3月29日 東京都駐車場条例の一部改正、公布 9月30日 東京都駐車場条例施行規則改正、公布 10月1日 東京都駐車場条例の施行</p> <p>平成15年11月28日 東京都駐車場条例に基づく地域ルールの策定指針を策定 平成15年12月1日 銀座地区で地域ルールを施行 平成16年9月22日 大手町・丸の内・有楽町地区で地域ルールを施行 平成23年10月20日 渋谷地区駐車場地域ルールを施行 平成25年11月25日 新宿駅東口地区駐車場地域ルールを施行 平成25年12月20日 東京都駐車場条例及び施行規則の一部改正、公布 平成26年4月1日 東京都駐車場条例及び施行規則の施行</p>	
現在の進行状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都において地域ルール策定の指針を策定し、千代田区及び渋谷区、中央区、新宿区の一部地区内で地域ルールを導入し運用している。</li> </ul>	
今後の見通し	<p>区市と協力し、地域ルールの導入について検討していく。</p>	
問い合わせ先	都市整備局 市街地建築部 建築企画課	電話 03-5388-3343